

堀川における民間事業者の駐艇場整備について

出雲市大社町修理免地内（堀川河口付近）において、民間事業者により駐艇場整備が予定されています。

現在堀川では、船舶の不法係留が常態化しており、その撤去対策は行政の喫緊の課題となっています。

不法係留については、県が中心となり平成 24 年から解決に向けて取り組んできましたが、「行政指導を行っても船の受け入れる先がない」という理由で撤去されていない状況です。今回、不法係留船を受け入れることが可能な規模での駐艇場の整備がされることにより、堀川の不法係留船の解消につながると考えています。

本市といたしましても、不法係留船問題を解決する公共性の高い取組であることから、建設に係る支援、運営継続に対する支援等を検討していきます。

1. 不法係留について

河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留について、河川法第 24 条、第 26 条の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、無許可で係留している船舶は不法係留となります。

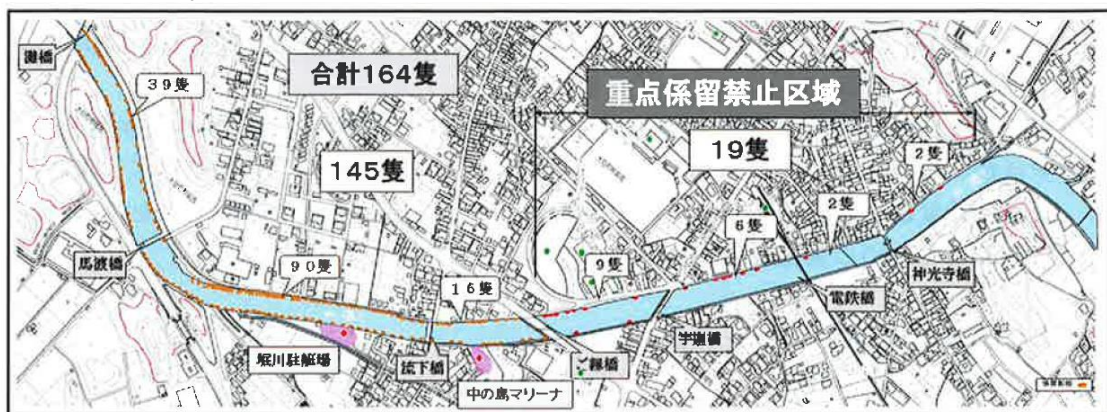
船舶の不法係留は、周辺地域の生活環境、景観および水環境に悪影響をおよぼすとともに、防災上の観点においても容認できない行為です。

2. 堀川における不法係留船対策について

平成 24 年 5 月に県が中心となって「堀川プレジャーボート対策協議会」が設立され、「重点係留禁止区域」を設定して対策が行われています。

対策については、河川パトロールや看板設置、船舶所有者への説明会等対策が行われておりますが、未だ約 170 隻が不法係留されている状況です。

そのひとつの原因として、不法係留に対する規制を強化しても保管先がないことがあげられます。解決のためには、係留・保管能力の向上を図ることが必要であり、行政指導と保管先確保の両方に取り組まなければ解決に至らないと推測されます。

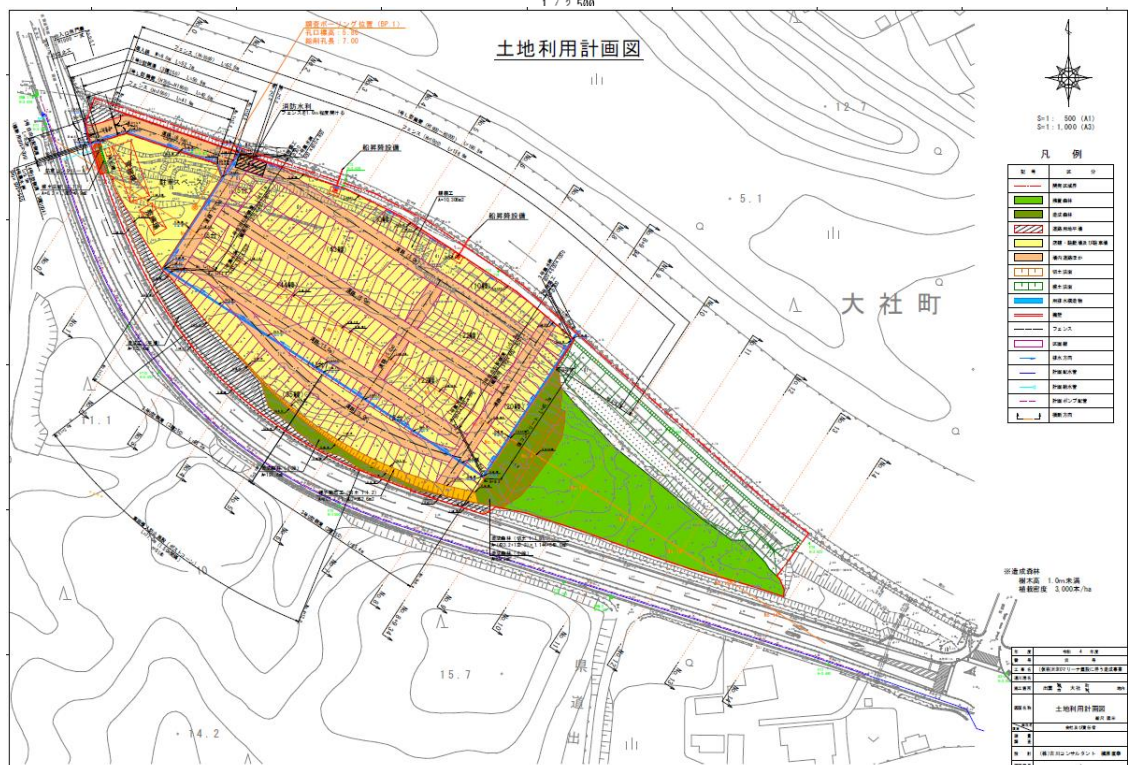
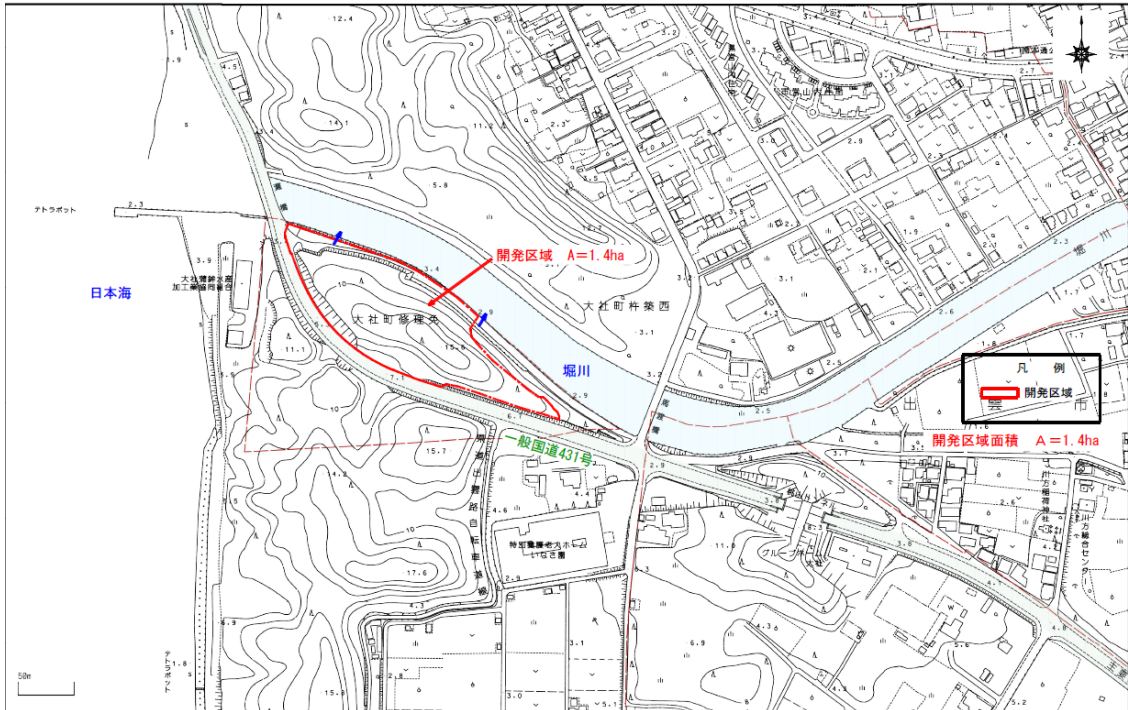


令和元年 10 月時点

3. 新設予定駐艇場の事業概要

- (1) 場 所：出雲市大社町修理免地内（堀川河口付近）
- (2) 事 業 者：株式会社 HIRO産業 代表取締役 中山 博幸
- (3) 開 発 区 域：1.4ha
- (4) 施 設：船舶駐艇場、船舶修繕施設、カフェ
- (5) 保管船舶数：206隻（予定）
- (6) 工 期：令和4年7月着工～令和5年1月竣工（予定）
- (7) 総事業費：約2億4千5百万円（概算）

位置図



計画図